

2024年11月15日

東浦町長 日 高 輝 夫 様

東浦町特別職報酬等審議会

会 長 米 村 佳 代 子



東浦町特別職の報酬等について（答申）

2024年10月10日付け6 東秘諮問第2393号で諮問のありましたこのことについて、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

本審議会においては、2回にわたり会議を開催し、県内他市町の特別職の報酬等の状況、年収での比較、活動状況、議員定数、本町の財政状況、人事院勧告等について分析をし、多角的な視点から審議を行った。

町長、副町長及び教育長の給料の額について、町長及び副町長は2000年から、教育長は2018年から改定されておらず、人口、財政規模等が類似している市町との比較において、低い水準にあり、それぞれの職責に見合っていない。様々な社会情勢の変化や複雑多様化する住民要望に応え、町政運営を行うためには、高度な先見性や幅広い見識が求められており、職責に応じた適正な給料の額とする必要がある。

また、近年の物価上昇や人事院勧告に基づき一般職の給料の額が引き上げになったことも考慮し、本審議会の判断としては、給料の額を引き上げとすることが望ましいとの結論に至った。

議会議員の報酬の額について、2023年に議会運営委員長及び議会広報特別委員長の報酬の額を常任委員長と同額にしたことを除き、2015年より改定されておらず、人口、財政規模等が類似している市町との比較において、やや低い水準にある。議会議員の報酬の額についても、近年の物価上昇や人事院勧告に基づき一般職の給料の額が引き上げに

なつたことを考慮し、引き上げとすることが望ましい。

次に、町長、副町長及び教育長の退職手当の支給水準について、人口、財政規模等が類似している市町との比較では、おおむね同水準にあり、また、愛知県退職手当組合の支給水準と同じであることから、その水準は妥当であると言える。

以上を踏まえて、特別職の報酬等及び退職手当の支給水準については、次のとおりとすることが適当であると判断する。

1 報酬等の額

町 長	月額 900,000円 (29,000円引上げ、改定率3.3%)
副町長	月額 720,000円 (38,000円引上げ、改定率5.6%)
教育長	月額 675,000円 (35,000円引上げ、改定率5.5%)
議 長	月額 393,000円 (13,000円引上げ、改定率3.4%)
副議長	月額 311,000円 (11,000円引上げ、改定率3.7%)
常任委員長	月額 290,000円 (10,000円引上げ、改定率3.6%)
議会運営委員長	月額 290,000円 (10,000円引上げ、改定率3.6%)
議会広報特別委員長	月額 290,000円 (10,000円引上げ、改定率3.6%)
議 員	月額 280,000円 (10,000円引上げ、改定率3.7%)

2 退職手当の支給水準

町 長 月率 39.2/100 (据え置き)

副町長 月率 23.5/100 (据え置き)

教育長 月率 19.1/100 (据え置き)

3 改定時期

2025年4月1日

4 付帯意見

近年の物価高騰や社会情勢の変化は急激であり、時勢に見合った給料及び報酬の額とするために、現在隔年開催とされている東浦町特別職報酬等審議会について、毎年開催されることを望む。

(審議会開催)

第1回 2024年10月10日(木)

第2回 2024年11月1日(金)